

嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める意見書

米空軍及び陸軍は、4月24日午前7時50分頃から9時20分頃にかけて米空軍嘉手納飛行場において、高高度から5回にわたって3人から8人ずつ計30人のパラシュート降下訓練を実施した。

沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を押し切り、町民の不安や恐怖心を増幅させる米軍の無神経な降下訓練の強行に強い怒りを禁じ得ない。同訓練は、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納飛行場での訓練が繰り返され、今回で7度目となる。

報道によると、第18航空団は嘉手納飛行場で実施した理由を「気象や海の状況により伊江島補助飛行場での訓練が実施できない恐れがあった」と説明しているが、沖縄防衛局は「天候不良に加え、隊員の降下資格維持のため」と米軍の都合だったことを明らかにした。嘉手納飛行場内での訓練とはいえ、風向き等の自然条件の変化によっては住民居住地への落下など町民を巻き込む事故に繋がり兼ねず、断じて容認することはできない。

今後も平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に限りて使用する」との見解を根拠に訓練を実施すれば、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減に逆行し、嘉手納基地の機能強化に繋がることは明白であり、改めて、今後、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の全面禁止を強く求めたい。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止すること。
- 2 平成8年の日米合意を完全履行し、例外的措置を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年4月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める抗議決議

米空軍及び陸軍は、4月24日午前7時50分頃から9時20分頃にかけて米空軍嘉手納飛行場において、高高度から5回にわたって3人から8人ずつ計30人のパラシュート降下訓練を実施した。

沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を押し切り、町民の不安や恐怖心を増幅させる米軍の無神経な降下訓練の強行に強い怒りを禁じ得ない。同訓練は、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納飛行場での訓練が繰り返され、今回で7度目となる。

報道によると、第18航空団は嘉手納飛行場で実施した理由を「気象や海の状況により伊江島補助飛行場での訓練が実施できない恐れがあった」と説明しているが、沖縄防衛局は「天候不良に加え、隊員の降下資格維持のため」と米軍の都合だったことを明らかにした。嘉手納飛行場内での訓練とはいえ、風向き等の自然条件の変化によっては住民居住地への落下など町民を巻き込む事故に繋がり兼ねず、断じて容認することはできない。

今後も平成19年に日米合同委員会で確認した「嘉手納基地を例外的な場合に限って使用する」との見解を根拠に訓練を実施すれば、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減に逆行し、嘉手納基地の機能強化に繋がることは明白であり、改めて、今後、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の全面禁止を強く求めたい。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止すること。
- 2 平成8年の日米合意を完全履行し、例外的措置を撤廃すること。

以上、決議する。

平成29年4月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長